

いわき市物品購入等に係る指名競争入札への参加資格、指名の基準等に関する要綱

平成元年2月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、物品の購入、修繕等の契約に当たり市が実施する指名競争入札に参加するために必要な資格、指名の基準等に関し、いわき市財務規則(昭和44年いわき市規則第17号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(参加資格)

第2条 指名競争入札に参加できる者は、別表第1に掲げる入札参加排除基準(以下「排除基準」という。)に該当しない者とする。

(申請書の添付書類)

第3条 規則第125条第1項に規定する入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)に添付する書類は、別表第2に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要がないと認めるときは、その一部を省略することができる。

(申請)

第4条 規則第125条第1項の規定による申請(以下この条において「申請」という。)は、市内の業者及び市外の業者ごとに、2年ごとに受け付ける定時申請及び半年ごとに受け付ける追加申請とする。

2 申請の受付期間は、定時申請にあつては11月1日から同月30日までとし、追加申請にあつては5月1日から同月31日まで及び11月1日から同月30日まで(定時申請の受付期間と重複する期間を除く。)とする。

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する場合で、市長が特に必要と認めるときは、その都度申請を受け付けることができる。

会社合併、会社分割又は営業譲渡により、既に登録を受けた者から事業を承継した者が新たに登録しようとするとき。(既に登録を受けた者の登録の範囲内に限る。)

既に登録を受けた者が、市外の業者から市内の業者に、又は市内の業者から市外の業者に変更となったとき。(変更前における登録の範囲内に限る。)

入札参加排除基準（別表第1）の8により排除された者の指名停止期間が満了したとき。（ただし、申請の受付は、指名停止期間満了後の30日以内に限る。）

（審査及び登録）

第5条 規則第125条第2項の規定による審査は、提出された申請書及びその添付書類に基づき、排除基準に該当の有無を判断することにより行うものとする。

2 規則第125条第2項の規定による登録は、定時申請にあっては4月1日付けで、追加申請にあっては当該登録の決定があった日に、入札参加有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）に登載して行うものとする。この場合において、登録は、別表第3に掲げる営業種目分類表の区分ごとに行うものとする。

（登録の有効期間）

第6条 登録の有効期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

定時申請に係る登録の場合 登録の日から2年間

追加申請に係る登録の場合並びに第4条第3項に該当して登録する場合
登録の日から次の定時申請の受付を行う年度の3月31日まで

（有資格者名簿）

第7条 有資格者名簿は、財政部契約課長が毎年度作成し、保管する。

（指名の基準及び指名停止基準）

第8条 有資格者名簿に登録されている者のうちから指名競争入札に参加させる者を指名する場合は、別表第4に掲げる入札参加者指名基準に基づき行うものとする。

2 有資格者名簿に登録されている者の指名を停止する場合の基準は、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に定めるところによる。

（報告）

第9条 各部等の長は、有資格者名簿に登録されている者が排除基準に該当したことを知ったときは、遅滞なく、財政部長にその旨を報告しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年2月1日から実施する。

附 則(平成3年2月1日)

この要綱は、平成3年2月1日から実施する。

附 則(平成12年4月1日)

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から実施する。
- 2 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者に関する別表第1第1項の改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年1月15日)

- 1 この要綱は、平成13年1月15日から実施する。
- 2 新たに平成13年度の登録を受けようとする市内の業者に関する第1条中付録第1第3項の改正規定の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年10月25日)

この要綱は、平成13年10月25日から実施する。

附 則(平成14年10月30日)

この要綱は、平成14年10月30日から実施し、平成15年4月1日以後の登録から適用する。

附 則(平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則(平成20年4月1日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則(平成22年2月22日)

この要綱は、平成22年2月22日から実施する。

附 則(平成22年8月31日)

- 1 この要綱は、平成22年8月31日から実施する。
- 2 この要綱の実施の際現に第5条第2項の規定により登録されている市内の業者に係る有資格者名簿は、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成

24年4月1日に更新するものとする。

附 則（平成26年12月16日）

この要綱は、平成26年12月16日から実施する。

附 則（平成28年3月30日）

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

附 則（令和3年9月13日）

この要綱は、令和3年10月1日から実施し、改正後の別表第1の規定は、指名競争入札に係る入札参加者のうち市内の業者にあつては令和3年度に、市外の業者にあつては令和4年度にそれぞれ受け付ける定時申請から適用する。

別表第1（第2条、第5条、第9条関係）

入札参加排除基準

- 1 特別の理由がある場合を除くほか、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- 2 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを必要とされる場合において、これを受けていない者
- 3 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びにいわき市に納めるべき市税を納付していない者
- 4 いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当する者
- 5 営業を開始して1年に満たない者
- 6 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 7 資格の審査に関する申請書その他の添付書類について虚偽の事項を記載した者
- 8 次の各号の一に該当すると認められる者で、第4条第2項に定める申請期間の末日において、いわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止の期間にあるもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）

契約の履行に当たり、物品の品質又は数量に関して不正の行為をした者

競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者

- 9 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。以下同じ。）に加入していない者（ただし、社会保険等の適用が除外されている者を除く。）

別表第2（第3条、第5条関係）

法人にあつては法人等の登記事項証明書、個人にあつては営業証明書
印鑑証明書

本人又は受任者（法人の役員を除く。）に係る市町村長の発行した身分証明書

経営規模を明らかにする書類

法人にあつては財務諸表、個人にあつては所得税又は市町村民税の申告書の写し

営業に関し許可、認可、登録等を受けていることを証するもの

申請日前3月以内に発行された法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに市税の納税証明書（いわき市に納めるべき市税のない者にあつては、法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書）

委任状（市との商取引に関する権限を委任する場合に限る。）

メーカーの代理店又は特約店となっている場合は、これを証する書類

印刷物種別及び印刷設備調書（印刷、製本の営業種目に登録しようとする者に限る。）

消費税法に係る課税・免税事業者の届出書

備考

第4号、第8号、第10号及び第11号に掲げる書類は、市長の定める所定の様式を用いて作成すること。

別表第3（第5条関係）

営業種目分類表

分類番号	営業種目
1	文房具 事務機 教材
2	印刷 製本
3	薬品
4	燃料
5	看板 記章 標識
6	車両 舟艇
7	産業用機械
8	建設資材
9	電気機器 通信機器
10	光学機器 理科学機器
11	時計 貴金属
12	消防機器 消防資材
13	家具 木工品
14	贈答品
15	被服 縫製品 室内装飾品 染物
16	運動具
17	写真 カメラ
18	履物 かばん
19	食品 荒物 雑貨
20	厨房機器
21	その他

別表第4（第8条関係）

入札参加者指名基準

- 1 指名に際し、著しい経営状況の悪化又は資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がなされないおそれがないと認められる者であること。
- 2 法令の規定により営業に関し許可、認可、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、登録等を受けている者であること。
- 3 特殊な物品の購入契約をする場合において、その物品の供給の実績がある者に行わせる必要があるときは、当該実績を有する者であること。
- 4 履行期限又は履行場所等により、物品を容易に供給し得る者に行わせること又は一定地域にある者のみを対象として競争に付すことが契約上有利と認める場合において、これを供給することが可能な者又は一定地域の者であること。
- 5 契約の性質又は目的により、特殊な技術、機械器具、生産設備等を有する者に行わせる必要がある場合においては、当該技術、機械器具、生産設備等を有する者であること。
- 6 輸入に係る物品の購入契約において、当該物品に関する外国の製造会社又は販売会社から販売権を得ている者又は当該取引が可能な者であること。
- 7 指名競争入札に参加しようとする者の経営の規模が、指名しようとするとき現在の物品の手持ちの状況及び当該指名競争入札に係る物品の契約高を総合して余裕があると認められる者であること。
- 8 物品購入契約の適正な履行を図るため、銘柄を指定する必要があると認める場合においては、当該銘柄に係る物品を供給することが可能な者であること。
- 9 政府機関又はこれに準ずる機関の検定、基準又は標準規格に合格した物品を使用する必要があると認める場合においては、当該物品の使用又は納入が可能な者であること。
- 10 前各項に基づいて入札参加者を指名する場合は、当該会計年度における指名及び発注の状況を勘案し、指名が特定の者に偏しないように留意すること。